## 道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一 部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

## 目 次 による改正後の道路交通法施行令

・・・・・・・・・・八令(昭和三十五年政令第・・・・・・・

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(新旧対照条文

道路交通法施行令 (昭和三十五年政令第二百七十号) (傍線の部分は改正部分)

反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違	最低速度違反、初心運転者標識表質的	義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等(保等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置整備不良(尾灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積載物制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、超過(普通等五割未満)、積載物大きさ制限超過、積載方法義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴	(東京の) (東京の)	略) 違反行為の種別	一 違反行為に付する基礎点数    三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)  三十六条(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、月表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の	改正後
反 違	本示義遺	( 措 載 反 方 制 吹 宗保 置 物 、 法 限 鳴	其 、 妨 、 止 車 二 反 「 駐 害 割 違 妨 十 、 〈 停 、 込 反 害 未 路 一 点	(略 数	第	
急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行  義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊	同齢に対して		は、注意を上記で、選挙に関する。 は、注意を上記で、発生では、 は、注意を上記で、 は、注意を上記で、 は、注意を上記で、 は、注意を上記で、 を差点右左折方法違反、 がま、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	(略) 違反行為の種別 点数	一 違反行為に付する基礎点数三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)三十六条、第三十七条の七、第三十三条の二の三、別表第二 (第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、――――――――	改正前

別表第五 (第四十五条関係) 士五 備考 又は仮免許練習標識表示義務違反 反則行為の種類 略 外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反 聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出 記録計不備、 112 } 119 制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行 11 \$ 18 10 ろによる。 1 9 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路 で、51から65まで又は67から11までに規定する行為をいう。は、5に規定する状態で運転している場合における30から49. で、5から65まで又は67から11までに規定する行為をいう。は、4に規定する状態で運転している場合における30から49ま 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとこ (略) 「酒気帯び (〇・二五未満) 速度超過 (二十五未満) 等」と 「酒気帯び (○・二五以上) 速度超過 (二十五未満) 等」と 略) (略) (略) (略) (略) 反 初心運転者標識表示義務違反、 則 行 為 の 種 別 原付車 普通車又 大型車 は二輪車 種類 車両等の 略) 四千円 三千円 六千円 額 反則金の 略 ま <u>-</u> <u>•</u> 帯違反、 違反 112|20 | | <u>-</u>|111 11 \$ 18 10 ろによる。 1 9 で、 - 120(略) 二頃の規定に違反する行為をいう。 (略) 略) 「高齢運転者標識表示義務違反」とは、 51から65まで又は67から20までに規定する行為をいう。 (略) (略) (略)

一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとこ

は、4に規定する状態で運転している場合における30から49ま 「酒気帯び (○・二五以上) 速度超過 (二十五未満) 等」と

で、5から6まで又は6から12までに規定する行為をいう。は、5に規定する状態で運転している場合における30から49ま 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (二十五未満) 等」と

法第七十一条の五第

	こみ十つ前、コル国はいては、「最好になる」で、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運	外出右左折方法違反、交差	十五 通行許可条件違反、	(略)		反則行為の種類	反則	別表第五(第四十五条関係)
崇	门门	后左左折方法違反	軌道敷内違反、道路				行為の種別	係)
は二輪車			大型車	(略)	種類	車両等の		
3	四千円		六千円	(略)		額	反則金の	

備考 (略)	(略)	入方法違反
	(略)	
	(略)	
		<u> </u>
備考(略)	(略)	識表示義務違反又は本線車道出入方法違反
備考 (略)	(略) (略)	又は本線車道出入

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第十二号) 新旧対照条文

傍線の部分は改正部分)

」に、「6」を「5」に改め、同表の備考の二中5を4とし、6を5と の に「(二の13から22までに規定する行為をした場合を除く。)」を加え し、同表の備考の二の7中「○・二五以上」を「○・二五未満」に、「 8 同表」を「これらの表」に改め、同表の備考の一の2中「場合」の下 | 備考の二の1及び2を次のように改める。 別表第二の備考の二の4を削り、同表の備考の二の5中「4」を「1 別表第二の備考の二中「一の表」の下に「及び二の表」を加え、 3 二の11から12までに規定する行為をした場合において、法第別表第二の備考の一の3を次のように改める。 同表の備考の一の2(1中「二の表」を「三の表」に改め、同表の備考 別表第二の備考の一の1中「一の表」の下に「又は二の表」を加え、 一の2印を次のように改める。 124に規定する行為を除く。)をいう。 リグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をい き○・五ミリグラム以上又は呼気ーリットルにつき○・二五ミ 項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつ 百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による 点数に、五点を加えた点数とする。 \_「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為 (1)による点数に、五点を加えた点数とする。 酒気帯び運転 (○・二五以上)」とは、法第六十五条第一 法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、 改 正 後 同表 」に、「6」を「5」に改め、同表の備考の二中5を4とし、6を5と に「(二の11から12までに規定する行為をした場合を除く。)」を加え し、同表の備考の二の7中「○・二五以上」を「○・二五未満」に、「 の備考の二の1及び2を次のように改める。 の一の2回を次のように改める。 「同表」を「これらの表」に改め、同表の備考の一の2中「場合」の下 略) 同表の備考の一の2(1中「二の表」を「三の表」に改め、同表の備考 別表第二の備考の二の4を削り、同表の備考の二の5中「4」を「1 別表第二の備考の二中「一の表」の下に「及び二の表」を加え、 3 二の11から12までに規定する行為をした場合において、別表第二の備考の一の3を次のように改める。 別表第二の備考の一の1中「一の表」の下に「又は二の表」を加え、 2 **(1)** 125に規定する行為を除く。)をいう。 リグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をい き○・五ミリグラム以上又は呼気ーリットルにつき○・二五ミ 項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつ 百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による 点数に、五点を加えた点数とする。 \_「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為 ( 「酒気帯び運転 (〇・二五以上)」とは、法第六十五条第 (1)による点数に、五点を加えた点数とする。 法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは 改 正 前 同表 法第

14から16まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二の7を同表

14から16まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二の7を同表

し、18から19までを19から11までとし、同表の備考の二に次のように加表の備考の二の19中「8」を「5」に改め、同表の備考の二中10を10と 中「26及び49」を「19及び42」に、「50」を「43」に改め、 中52を45とし、 44 」に改め、同表の備考の二の4を同表の備考の二の42とし、同表の備考 29から48までを22から41までとし、同表の備考の二の49中「26」を「19 備考の二の28中「21」を「15」に改め、同表の備考の二中28を21とし、 び6から9まで」に改め、同表の備考の二中11を10とし、12及び13を削 二の11中「以上」を「未満」に、「1、4及び7から10まで」を「4及 は67から19まで」を「23から42まで、44から58まで又は60から12まで」考の二の10中「以上」を「未満」に、「30から49まで、51から168まで又 二五未満」 までを8から9までとし、同表の備考の二の10中「53」を「46」に改め の二の50中「26」を「19」に改め、同表の備考の二中50を43とし、51を に改め、 ・二五以上」を「〇・二五未満」に、 二中8を79とし、87から9までを80から87までとし、同表の備考の二 とし、同表の備考の二の52中「27」を「20」に改め、 | 備考の二の8を同表の備考の二の7とし、 ;備考の二の6とし、 同表の備考の二中10を9とし、10から10までを55から9までとし、同 95中「51」を「41」に改め、同表の備考の二中95を88とし、96から10 21を15とし、 14から16までを11から13までとし、17から19までを削り、20を14と 同表の備考の二の10を同表の備考の二の9とし、 ۱Ć 同表の備考の二の9を同表の備考の二の8とし、同表の備 -20 53から85までを46から78までとし、 22を削り、23から27までを16から20までとし、同表の 同表の備考の二の8中「〇・二五以上」 23又は24」を「14から17まで」に改め、同表 ` 25 同表の備考の二の9中「○ 27 又は28 を「18、 同表の備考の二の86 同表の備考の二 同表の備考の 同表の備考 を「〇・ 20 又 は ıί

該行為によつて人が死亡した場合に限る。)をいう。む。)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当は建造物を損壊させる行為で故意(人の傷害に係るものを含13 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又

し、18から12までを19から13までとし、同表の備考の二に次のように加表の備考の二の19中「55」を「51」に改め、同表の備考の二中17を10と の5中「51」を「44」に改め、同表の備考の二中55を88とし、96から10の二中86を79とし、87から91までを80から87までとし、同表の備考の二 」に改め、同表の備考の二の4を同表の備考の二の42とし、同表の備考 備考の二の28中「21」を「15」に改め、同表の備考の二中28を21とし、 は67から20まで」を「23から42まで、考の二の10中「以上」を「未満」に、 までを8から9までとし、同表の備考の二の10中「53」を「46」に改め 中「26及び49」を「19及び42」に、「50」を「43」に改め、 中52を45とし、 44とし、同表の備考の二の52中「27」を「20」に改め、 の二の50中「26」を「19」に改め、 29から48までを22から41までとし、同表の備考の二の49中「26」を「19 し、21を15とし、 び6から9まで」に改め、同表の備考の二中11を10とし、12及び13を削 の備考の二の8を同表の備考の二の7とし、 の備考の二の6とし、 に改め、同表の備考の二の10を同表の備考の二の9とし、 21 に改め、 ・二五以上」を「〇・二五未満」に、「25、 二の11中「以上」を「未満」に、「1、4及び7から10まで」を「4及 二五未満」に、「20、 同表の備考の二中10を9とし、12から10までを95から9までとし、 14から16までを11から13までとし、17から19までを削り、20を14と 同表の備考の二の9を同表の備考の二の8とし、 53から85までを46から78までとし、 22を削り、23から27までを16から20までとし、 21 同表の備考の一 23又は24」を「4から17まで」 同表の備考の二中50を43とし、51を 4から58まで又は60から11まで」「30から49まで、51から165まで又 |の8中「〇・二五以上」 同表の備考の二の9中「○ 27 又は28 を「18 で 同表の備考の二の 同表の備考の二 同表の備考の 同表の備考 同表の備 同表の 20 又 は 0

該行為によつて人が死亡した場合に限る。)をいう。む。)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当は建造物を損壊させる行為で故意(人の傷害に係るものを含14)「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又

る。以下この表において同じ。) をいう。の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二

115

114

「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自

| 行為をいう。 | に係る刑法第二百八条の二の罪に当たるするものに限る。 | に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる人の傷害 (治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害) | とは、16| 「危険運転致傷 (治療期間三月以上又は後遺障害) 」とは、6|

| に当たる行為をいう。| に係る刑法第二百八条の二の罪るものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪治療期間が三十日以上三月未満であるもの(後遺障害が存す18| 「危険運転致傷(治療期間三十日以上)」とは、人の傷害(18|

転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意に11 「運転傷害等 (治療期間十五日以上)」とは、自動車等の運9

の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限11 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二5

116

程度のものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。とは、自いのようにおける身体の障害で国家公安委員会規則で定める当該行為によつて人が負傷した場合に限る。18人び12において同じ。)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、これら当該行為によつて人が負傷した場合に限る。18人び12において同じ。)のうち、負傷者の治療はであるもの又は負傷者の治療に要する期間(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これら当該行為により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為においては、宣転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自る。以下この表において同じ。)をいう。以下同じ。)が存するものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。以下にある場合にある。以下この表において同じ。)が存するものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。

行為をいう。 するものに限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる人の傷害 (治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存17 「危険運転致傷 (治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、

。 あるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいうよるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満で転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意に18 「運転傷害等(治療期間三十日以上)」とは、自動車等の運

| に当たる行為をいう。| に係る刑法第二百八条の二の罪るものを除く。) に限る。) に係る刑法第二百八条の二の罪治療期間が三十日以上三月未満であるもの(後遺障害が存す19 「危険運転致傷(治療期間三十日以上)」とは、人の傷害(19

転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意に120「運転傷害等(治療期間十五日以上)」とは、自動車等の運

略			
動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。125 「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に当たる行為(自5	。  行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう  行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう  124 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三号の罪に当たる4	120 う。 121 「 危険運転致傷 (治療期間十五日以上)」とは、人の傷害 (治療期間が十五日未満であるもの (後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。 123 「 7 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125	であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいよるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満
(略) 動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。 動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。 126 「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に当たる行為(自6	。 行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう12 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三号の罪に当たる5	121 「危険運転致傷(治療期間十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日、治療期間十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為で故意によるもののうち、11、11及び12に規定する行為で故意によるもののうち、16、11及び12に規定する行為をいう。 (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。 (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものを (治療期間十五日以上)」とは、人の傷害 (治療期間が十五日未満であるもの(後遺障害が存するものに限る。)をいう (治療期間が十五日本満であるもの(後遺障害が存するものに限る。)をいう (治療期間が十五日、1200年)に係る刑法第二百八条の二第一号の罪に当たる (治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日は、治療期間が1000円に対しませば、100円	であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいーよるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第十二号)による改正後の道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

11 「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自 11 「第15〜11 (略) 11〜11〜11		行為を除く。)をいう。		 改 正 後
連転傷害等 ( 治療期間三月以上又は後遺障害 ) 」とは、自( 略 )	0~5~4から8まで又は60から11までに規定する行為をいう。で、4から8まで又は60から13までに規定する7のの20から42まは、4に規定する状態で運転している場合における23から42まり、「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と	〜8~~各~12に規定する行為を除く。)をいう。12に規定する行為を除く。)をいう。[「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為([(略)	による。 三十六条、第三十七条の三、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係) 「一〜三(略) 「一〜三(略) 「一・回」(一・回)(一・回)(一・回)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)	

間) をいう。以下同じ。) が三月以上であるもの又は負傷者 の者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期 期間 ( 負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これら て同じ。) のうち、負傷者の治療期間 (負傷の治療に要する | 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975|| 1975||| 1975||| 1975||| 1975||| 1975||| 1975||| 1975||| 1975||| 1975| 為で故意 (人の殺害に係るものを含む。以下この表において 動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行 ·201 (略) 程度のものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。 含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める 同じ。) によるもの (建造物を損壊させる行為にあ)ては、 に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを

121|116| る行為で故意によるもののうち、15、17及び19に規定する行、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させ 125 (略) 為以外のものをいう。

122

「運転傷害等 (治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは

当該行為によつて人が負傷した場合に限る。11及び12におい同じ。) によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、 含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める 間)をいう。以下同じ。) が三月以上であるもの又は負傷者 の者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期 期間(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これら て同じ。) のうち、負傷者の治療期間 (負傷の治療に要する 為で故意 (人の殺害に係るものを含む。以下この表において 動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行 程度のものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。 に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを 121 (略)

122|117|

123 | 為以外のものをいう。 る行為で故意によるもののうち、11、11及び12に規定する行、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させ 「運転傷害等 (治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは